

## 愛媛県西条庁舎環境衛生管理業務仕様書

### 1. 建築概要

- (1) 名称 愛媛県西条庁舎
- (2) 所在地 西条市喜多川 796 番地 1
- (3) 延床面積 8,067 m<sup>2</sup>

### 2. 建築物環境衛生管理技術者の選任等

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 5 条に基づき、受注者に対して建築物環境衛生管理技術者を選任し、「建築物環境衛生管理技術者選任報告書（様式 1）」により報告すること。

受託者は建築物環境衛生管理技術者を 1 名選任し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく以下の項目について、庁舎の環境衛生維持管理に関する業務を全般的に監督すること。

- (1) 管理業務計画の立案
- (2) 管理業務の指揮監督
- (3) 建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査の評価
- (4) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施
- (5) 帳簿書類の備付け
- (6) 建築物環境衛生管理技術者の選任

### 3. 業務内容

#### (1) 空気環境測定

ア. 空気環境想定実施者は、施行規則第 3 条の 2 第 1 号に基づき、2 か月に 1 回、空気環境測定を実施し、測定後は速やかに結果報告書を提出すること。

イ. 測定ポイントは、庁舎 1～7 階に各 1 ポイント及び外気 1 ポイントの合計 8 ポイントとすること。

ウ. 測定回数は 1 ポイントあたり 2 回、測定時間は午前 10 時 00 分前後、午後 2 時 00 分前後に 1 回ずつとすること。

エ. 測定日の決定にあたっては、事前に発注者の了解を得ることとし、特に事務室内では終業の妨げにならないよう注意して行うこと。

オ. 測定項目は以下のとおり、

- (ア) 粉塵計による浮遊粉塵の測定（ただし更生済みのものを使用）
- (イ) 専用検知管方式による一酸化炭素（CO）測定
- (ウ) 専用検知管方式による二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）測定
- (エ) 0.5 度目盛の温湿度計による温度、湿度の測定
- (オ) 0.2m/秒以上の気流測定可能な微風速計による気流の測定

カ. 測定終了後、受注者に対して速やかに測定結果報告書を提出し、承認を受けること。

#### (2) ねずみ、衛生害虫等駆除

ア. 防除作業者は施行規則第 4 条の 5 第 2 項第 1 号に基づき、6 か月以内ごとに 1 回、定期

的かつ統一的にねずみ等の発生場所、生息場所について調査すること。

イ. 調査結果に基づき、年に1回ねずみ、衛生害虫等の駆除を行うこと。

ウ. 駆除作業実施前に受託者は、受注者に対し、その駆除方法を事前に通告、了解を得ることとし、作業中及び作業後は、庁舎や機械器具等に害を及ぼさないよう配慮すること。

エ. 作業終了後、受注者に対して速やかに実施報告書を提出し、承認を受けること。

(3) 水質検査

ア. 建築物環境衛生管理技術者は、施行規則第4条第1項3号に基づき、検査項目（ア）から（タ）は6か月以内に1回、検査項目（チ）～（フ）は12か月に1回（6～9月の間）の水質検査を実施すること。

イ. 水道栓末端部より水を採取し、速やかに検査を行うこと。

ウ. 検査項目は以下のとおり、

- (ア) 一般細菌
- (イ) 大腸菌
- (ウ) 亜硝酸態窒素
- (エ) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (オ) 塩化物イオン
- (カ) 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- (キ) pH値
- (ク) 味
- (ケ) 臭気
- (コ) 色度
- (サ) 濁度
- (シ) 鉛及びその化合物
- (ス) 亜鉛及びその化合物
- (セ) 鉄及びその化合物
- (ソ) 銅及びその化合物
- (タ) 蒸発残留物
- (チ) シアン化合物イオン及び塩化シアン
- (ツ) 塩素酸
- (テ) クロロ酢酸
- (ト) クロロホルム
- (ナ) ジクロロ酢酸
- (ニ) ジブロモクロロメタン
- (ヌ) 臭素酸
- (ネ) 総トリハロメタン
- (ノ) トリクロロ酢酸
- (ハ) ブロモジクロロメタン
- (ヒ) ブロモホルム
- (フ) ホルムアルデヒド

エ. 検査終了後、受注者に対して速やかに検査結果報告書を提出し、承認を受けること。

(4) 貯水槽清掃

- ア. 施行規則第4条第1項第7号に基づき、1か年以内に1回以貯水槽の清掃を実施すること。
- イ. 作業実施にあたり、当該貯水槽の使用状況や作業手順、使用機器等を勘案し、捨水の節約や断水時間の短縮等を行うこと。
- ウ. 実施日及び作業手順は受注者に対し通告し、承認を得たうえで実施すること。
- エ. 受水槽は6×2×2.5hのSUS製
- オ. 作業終了後、受注者に対して速やかに実施報告書を提出し、承認を受けること。

4. 一般的事項

- (1) 受託業務は必要に応じて、愛媛県東予地方局総務県民課の職員立会のうえで実施すること。
- (2) 受託業務の実施について、受託者は西条庁舎の運営に支障のないように事前に委託者の承諾を得ること。
- (3) 建築物環境衛生管理技術者は、前述の測定結果報告書を5年間保存するものとし、委託者の要請により随時提出すること。
- (4) 消耗品、雑材料、工具、測定器、その他業務に必要な物品等は受託者が調達すること。
- (5) 本書に定めのない事項であっても、軽易な作業で、受託者が建物管理上必要であると認められたものについては、契約金額の範囲内で実施すること。
- (6) 受託者は契約後速やかに事業計画書を提出するとともに業務上の責任者を定め、委託者に書面で通知すること。

様式1

令和6年 月 日

東予地方局長 様

住 所  
会社名  
代表者名

印

建築物環境衛生管理技術者選任報告書

愛媛県西条庁舎環境衛生管理業務仕様書に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき建築物環境衛生管理技術者を下記のとおり選任したため、報告します。

記

1. 管理技術者  
氏名  
住所  
生年月日
2. 選任した日  
令和 年 月 日
3. 管理技術者免状番号

(注意) 管理技術者免状の写し及び履歴書を添付すること。